

## 委員会提出第1号議案

### 安城市議会基本条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年12月18日提出

議会基本条例策定特別委員会

委員長 深津 忠 男

### 安城市議会基本条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の責務等（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条）

第4章 議会と市長等の関係（第6条—第8条）

第5章 議会運営（第9条・第10条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条—第16条）

第7章 議員の政治倫理（第17条）

第8章 議員の定数、報酬及び政務活動費（第18条—第20条）

第9章 補則（第21条・第22条）

##### 附則

安城市議会は、安城市自治基本条例に規定する議会の責務に基づき、市民の意思を市政に反映させる活動が求められています。

これまで安城市議会は、市長その他の執行機関との立場、機能の違い等を踏まえた上で、市政を監視し、及び評価するとともに、政策立案及び政策提言に努め、さまざまな改革及び努力を重ねて議会の活性化を図ってきたところです。

しかし、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権の拡大が進み、自己責任の範囲も大きくなる中で、安城市議会がこれまで以上にその役割及び責務

を果たしていくためには、より一層、情報の発信、議会の機能強化等に取り組んでいかなければなりません。

安城市議会は、更なる議会改革に努め、「開かれた議会」を確立するため、議会及び議員のあり方を明らかにし、安全で安心して暮らせるまち安城を目指すとともに、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、ここにこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務をはじめとする議会の基本となる事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の責務等

### (議会の責務及び活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する意思決定機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視し、及び評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるため、市民参加の機会の拡充を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報の公開に取り組むものとする。

4 議会は、議会運営に関わる条例、規則等を必要に応じて見直し、市民に分かりやすい議会運営を行うものとする。

### (議員の責務及び活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。

2 議員は、市政の課題及び市民の多様な意見を把握し、誠実に職務の遂行に努めるものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉向上のために活動するものとする。

4 議員は、調査及び研修を通じて、自らの能力の向上に努めるものとする。

5 議員は、市民に対し議会活動に関する情報を積極的に発信して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

### (会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策、理念、目的等と同じくする議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策立案、政策提言等に関し、会派間で調整に努めるものとする。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、本会議及び委員会等を原則として公開するものとする。

2 議会は、議会活動に市民の意見を反映させるため、必要に応じて市民との意見交換会等を開催するものとする。

3 議会は、市民の意見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による提案又は意見と位置付け、提案者の説明又は意見を聴く機会を設けることができるものとする。

### 第4章 議会と市長等の関係

(議会及び議員と市長等の関係)

第6条 議員及び市長等は、議会審議において、常に緊張関係の保持に努めるものとする。

2 議会の代表質問及び一般質問は、市政運営上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(議会審議における情報の請求)

第7条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、政策水準を高めるため、市長等に対し、必要な事項を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出するときは、市長に対し、その政策内容を明らかにするよう求めるものとする。

(議決事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次のとおりとする。

(1) 基本構想（安城市自治基本条例（平成21年安城市条例第24号）第20条第1項の規定により定める総合計画のうち、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。）及び基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により定める

都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止

(3) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消

第5章 議会運営

(議員間討議)

第9条 議会は、意思決定に当たっては、議員相互間の討議を尽くすよう努めるものとする。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、その設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう運営するものとする。

2 委員会の審査は、資料等を積極的に公開し、分かりやすい運営に努めるものとする。

3 委員会は、議会の閉会中においても、所管する事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会機能の強化)

第11条 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するよう努めるものとする。

(議会改革の推進)

第12条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置する。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

(議会図書室の設置)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めるものとする。

(広報広聴機能の充実)

第16条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに質問等の内容について広報紙その他の媒体を用いて、情報の提供に努めるとともに、議会に対する市民の意思の把握に努めるものとする。

## 第7章 議員の政治倫理

### (議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定めるものとする。

## 第8章 議員の定数、報酬及び政務活動費

### (議員定数)

第18条 議員の定数は、議会の備えるべき監視機能、調査研究機能、政策形成機能等の確保の観点を踏まえて、別に条例で定めるものとする。

### (議員報酬)

第19条 議員報酬は、財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を踏まえて、別に条例で定めるものとする。

### (政務活動費)

第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、透明性を確保し、使途に関して説明責任を負うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定めるものとする。

## 第9章 補則

### (他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定又は改廃においては、この条例との整合を図らなければならない。

### (条例の見直し)

第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているか否かを検証し、その結果に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、議会及び議員の責務をはじめとする議会の基本となる事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するため。

## 委員会提出第2号議案

### 安城市議会議員政治倫理条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年12月18日提出

議会基本条例策定特別委員会

委員長 深津 忠 男

### 安城市議会議員政治倫理条例

#### (目的)

第1条 この条例は、安城市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の意識の向上を図り、もって市民に信頼される議会づくりを進め、市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (議員の責務)

第2条 議員は、自らの責務を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らの責任においてその疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

#### (政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 議員としての品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。
- (2) 市民の疑惑又は不信を招くおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- (3) 市又は市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人若しくは市の施設の指定管理者（以下「市等」という。）が行う許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働きかけをしないこと。

- (4) 市等の職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその職務権限を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (5) 市等の職員の採用、昇格、降任その他の人事の公正を害するような行為をしないこと。
- (6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体等に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。

(審査の請求)

第4条 市民及び議員は、前条に掲げる政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める連署をもって、その代表者から議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類を添えて、審査を請求することができる。

- (1) 市民が審査を請求する場合 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者（審査を請求する時において、安城市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の100分の1以上の者の連署
- (2) 議員が審査を請求する場合 安城市議会の議員の定数を定める条例（平成14年安城市条例第27号）第2条に規定する議員の定数の5分の1以上の議員の連署

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求があったときは、安城市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置しなければならない。

- 2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、議員のうちから、議長が指名する。
- 4 委員の任期は、審査会に付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の審査)

第6条 審査会は、議長から審査の付託を受けたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、審査の対象とされた議員（以下「対象議員」という。）に対し、必要な資料等の提出を求め、又は事情聴取その他必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、必要があるときは、有識者を審査会に出席させ、意見を求めることができる。

4 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意をもって非公開とすることができる。

(議員の協力義務)

第7条 議員は、審査に必要な資料等の提出及び審査会での発言を審査会から求められたときは、これに応じなければならない。

(審査結果の報告)

第8条 審査会は、付託を受けた審査が終了したときは、議長に対し、その結果を審査報告書により速やかに報告しなければならない。

2 議長は、審査会から審査の結果報告を受けたときは、第4条の規定による審査を請求した代表者及び対象議員に対し、速やかに審査結果を通知し、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市議会議員の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の意識の向上を図り、もって市民に信頼される議会づくりを進め、市政の健全な発展に寄与するため。